

## 食品による危害に関する緊急時対応基本要綱

平成20年4月23日

食品危害情報総括官会議申合せ

本要綱は、「食品による薬物中毒事案の再発防止策について（原因究明を待たずとも実施すべき再発防止策）」（平成20年2月22日食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ）及び「緊急時における対応について」（平成20年3月5日食品危害情報総括官会議申合せ）に基づく緊急時対応マニュアルとして、食品による危害に関する緊急事態が発生した場合の対応（以下「緊急時対応」という。）について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について」（平成15年11月21日閣議決定）及び「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ）と適切に連携しつつ活用することとする。

### 1 食品による危害への対応の基本方針

食品による危害への対応に当たっては、消費者の安全の確保が最も重要であるという認識の下に、関係府省相互に十分な連絡及び連携を図りつつ、政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、消費者の安全への悪影響の防止又は抑制に努めることとする。

### 2 定義

本要綱において、緊急事態とは、被害が重大又は広域である事案その他社会的反響が大きい事案など、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ又は生ずるおそれがある事案であり、かつ事案の性質が明らかでない事案（以下「重要事案」という。）について、消費者の安全の確保の観点から、緊急に政府全体として幅広く取り組むことが必要な事態とする。

### 3 情報連絡体制の整備

- (1) 緊急事態が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制をとることができるよう、関係府省は、担当者名簿を共有するなど、平時から、食品危害情報総括官を中心として、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、関係府省の担当部署は、次に掲げるとおりとするが、必要に応じ追加できるものとする。

内閣府国民生活局消費者安全課

内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

- (2) 食品危害情報総括官は、自らが東京及びその周辺地域を離れる場合などには代理で対応できるようあらかじめ調整しておくなど、平時からいかなる時にも対応が可能な体制を整備しておくこととする。

### 4 緊急事態等における対応

- (1) 食品危害情報総括官は、重要事案に係る情報を認知した場合には、食品危害情報総括官である内閣府国民生活局長(以下「国民生活局長」という。)に速やかに通報するとともに、定期的に行われる食品危害情報総括官会議において重要事案に係る情報の共有等を図ることとする。
- (2) 国民生活局長は自ら重要事案に係る情報を認知し、又は重要事案に係る情報の通報を受けた場合には、内閣府特命担当大臣(国民生活)(内閣府特命担当大臣(国民生活)が対応できない場合には、内閣府担当副大臣又は担当大臣政務官。以下同じ。)へ迅速に報告を行うこととする。
- (3) 内閣府特命担当大臣(国民生活)は、報告を受けた事案が緊急事態に当たると判断する場合には、臨時食品危害情報総括官会議を開催し、情報の収集・分析を行うこととする。

ただし、食品危害情報総括官は、(1)の規定により国民生

活局長へ報告する重要事案について、緊急事態としての対応が必要であると考えられる場合には、その旨を国民生活局長に伝え、臨時食品危害情報総括官会議の開催を求めることができる。この場合、当該食品危害情報総括官は、他の食品危害情報総括官にも迅速な第一報の通報を行うこととする。

- (4) 内閣府特命担当大臣（国民生活）は、(3)に規定する臨時食品危害情報総括官会議での事案報告を受けて、必要に応じ、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（食品安全）等と協議の上速やかに必要な対応を行うこととする。
- (5) 関係府省は、食品危害情報総括官を中心として、それぞれが個々に定める緊急時対応に関するマニュアルに基づき、緊急時対応を行うための体制の確立、被害の拡大を防止するための措置などの対応策を迅速かつ適切に行うこととする。

## 5 情報の流れ

### (1) 情報の収集等

関係府省は、地方公共団体、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を収集することとする。また、収集した情報については、整理及び分析を行い、その結果に基づき、重要事案に係る情報を認知した場合には、食品危害情報総括官を中心として、相互に情報の共有を図ることとする。

関係府省は、緊急事態が発生した場合には、他省庁、地方公共団体、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、速やかに関連する情報を収集することとする。

### (2) 情報の提供

関係府省は、緊急事態が発生した場合には、被害の拡大を防止することが最優先であるという観点から、必要に応じ、緊急事態に関連する国の内外の情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民にこれを提供することとする。

なお、情報の提供を行うに当たっては、その内容、時期及び方法等について、相互間で十分に調整を図ることとする。

関係府省は、緊急事態が発生した場合には、地方公共団体、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。

## 6 その他

食品危害情報総括官会議の事務局は国民生活局が関係府省の協力を得て担当することとする。